

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 7 月 29 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 11 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 7 月 29 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成 29 年 9 月頃から令和 2 年 3 月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
 - ア 海外で詐欺等がされた犯罪収益等について、被告人イーブスの指示の下、海外から国内に送金又は詐取金を預金口座に送金させるに当たり、正当な商取引であるかのごとくうそを言って、行員又は被害者をだまして被告人らが用意した預金口座に送金させ、そこから別の預金口座に移転又は払戻しさせるなど、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した行為。
 - イ 犯罪行為により得られた犯罪収益等の帰属を偽装しようと考え、詐欺等によりだまされていた被害者から、被告人名義の預金口座に現金を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した行為。
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 正当な取引であるかのように装い、行員に送金目的につきうそを言うなどし、被告人らが管理する預金口座に入金させる方法。
 - (2) 行員に正当な入金である旨うその説明をして別預金口座へ振込又は払戻しさせる方法。
 - (3) 海外等からの詐欺行為により、国内の被告人らが管理する預金口座に送金する方法。
- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金 312 万 2325 円
- 6 支給申請期間 令和 7 年 7 月 29 日から令和 7 年 9 月 1 日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 被告人の氏名 ①イーブス ヴィッキー チュクス、②畑 郁夫、③進藤 隆、④金井 徹
 - (2) 裁判所名 ①～④東京地方裁判所
 - (3) 裁判年月日 ①令和 4 年 12 月 27 日（同 5 年 1 月 11 日確定）、②令和 5 年 2 月 9 日（同月 25 日確定）、③令和 5 年 3 月 6 日（同月 21 日確定）、

④令和4年12月6日（同月21日確定）

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

ア 被告人イーブスらは氏名不詳者と共謀の上、令和2年2月26日、海外からの送金が犯罪収益であることを認識しながら、預金口座に入金させた2308万9259円を正当な取引であるかのように装って払戻しを受けようと考え、

㍑ 同月27日、銀行の行員に対し、正当な送金である旨虚偽の説明をして、通常の預金取引を行うよう装い、金銭の払戻し及び振込を依頼し、その旨誤信させ、被告人進藤が管理する預金口座に900万円の振込入金をさせ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装し、財物を交付させた。

㍒ 被告人進藤は、行員にうそを言って、入金された預金口座から900万円の払戻しを受け、人を欺いて財物を交付させた。

イ 被告人畑は、犯罪行為により得られた犯罪収益等の帰属を偽装しようと考え、詐欺等によりだまされていた被害者から、被告人畑名義の預金口座に460万円を振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。